

財産管理制度の円滑な活用に向けた取組

（加速化措置）

- 財産管理制度の運用状況の自治体への周知
- 円滑な財産管理制度の運用に向けた自治体と関係団体との連携強化

（主な効果）

- 財産管理人候補者の拡大
- 裁判所の審理手続の迅速化

<主な対応状況（フォローアップ）>

- 平成25年3月、最高裁事務総局、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会に対し、財産管理制度の円滑な活用に向けた協力を依頼。
- 法務省・最高裁事務総局において、申立てやその後の手続に関するQ&Aのモデルを作成して仙台高裁に提供。

〔裁判所の取組〕

- 仙台、盛岡及び福島の家裁において、上記モデルを参考にQ&Aを作成し、管内の自治体へ送付。
- 復興事案に係る自治体申立てについて、不在者の従来の住所地ではない買取対象不動産の所在地の家裁への申立てや買取対象不動産のみを記載した財産目録の提出をより広く許容するなど柔軟に対応。
- 行方不明者届等の活用による手続の簡素化。

〔選任状況等〕※平成25年4月1日以降に選任が申し立てられた復興関連のもの（平成26年3月31日時点）。各申立てにつき、取下げ及び手続中のものを除く。

- 財産管理人の選任93件（選任された財産管理人の内訳：弁護士24名 司法書士25名 その他4名）

※複数の不在者に同一の財産管理人が選任された事例があるため、財産管理人の選任件数と内訳の合計数とは一致していない。

- 権限外行為の許可40件

<効果の検証>

- 財産管理人候補者の拡大

宮城県：弁護士167名 司法書士94名 岩手県：弁護士61名 司法書士102名 福島県：弁護士85名 司法書士78名

- 裁判所の審理手続の迅速化（※申立時に必要な書類が揃っていることなどが前提）

選任申立てから選任までの期間 1か月程度→1～2週間程度に短縮

権限外行為の許可申立てから許可までの期間 3週間程度→1週間程度に短縮

所有者不明等の土地の処理の迅速化

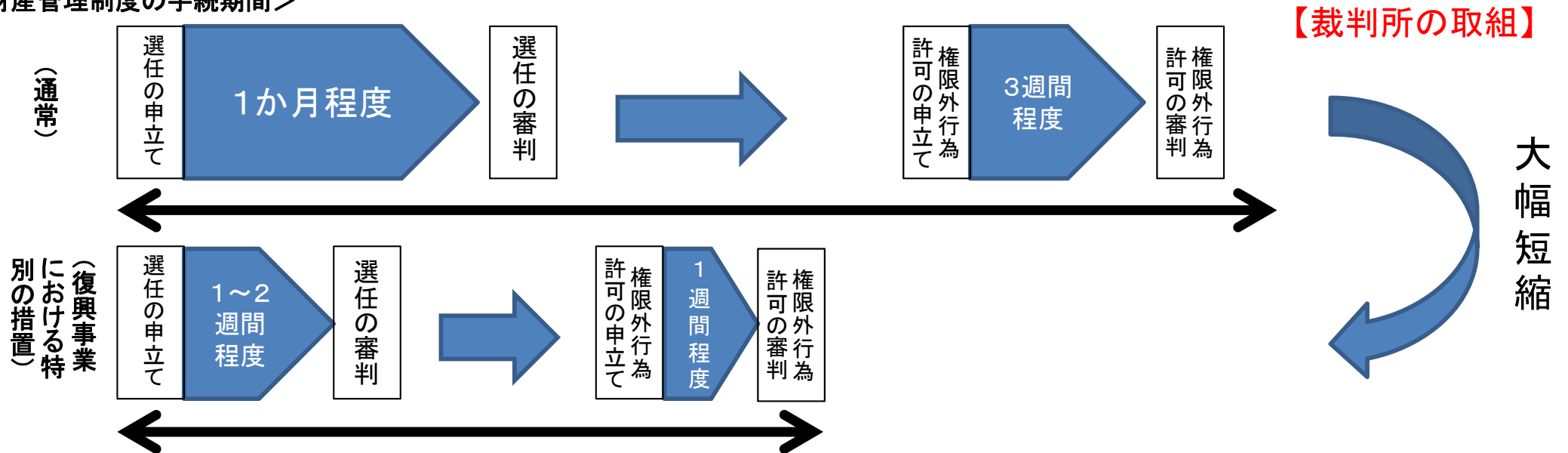
(加速化措置)

○ 財産管理制度の円滑な活用

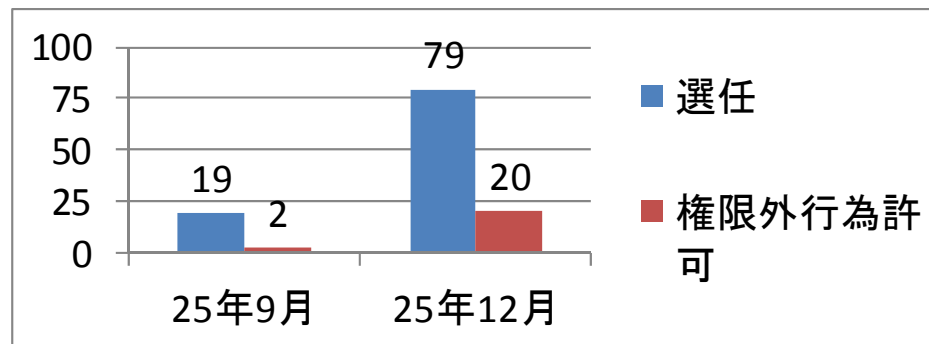
(主な効果)

○ 全体で半年以上かかると懸念していた期間について大幅短縮(裁判所の審理は3週間程度で可能に)。
全体の期間が1か月程度の実例あり。

<財産管理制度の手續期間>



<財産管理人選任・権限外行為許可件数>



<財産管理人候補者確保数(各家裁管内)>

